（様式第１）

番　　　　　号

年　　月　　日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

　理事長　殿

申請者　　住　　　所

名　　　称

代表者氏名

国際実証研究費助成金交付申請書

（・・助成事業名・・）

　上記の件について、国際実証研究費助成金の交付を受けたいので、国際実証研究費助成金交付規程第７条第１項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

　１　　助成事業の名称

　２　　助成事業の概要

　３　　助成事業の総費用　　　　　　　　円

　４　　助成金交付申請額　　　　　　　　円

　５　　補助率

　６　　助成事業の開始及び終了予定年月日

　　　　　開始年月日　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　終了予定年月日　　　　　　年　　月　　日

　７　　助成事業期間における資金計画

（１）収支計画

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区分 | 年度 | 年度 | 年度 | 計 |
| 支出 | 助成事業に要する経費 |  |  |  |  |
| 収入 | Ⅰ．自己資金 |  |  |  |  |
| Ⅱ．借入金 |  |  |  |  |
| Ⅲ．その他の収入 |  |  |  |  |
| （小計） |  |  |  |  |
| Ⅳ．助成金交付申請額 |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |

（２）借入金等の調達方法

８　　申請者の概要

（１）申請者名（法人番号）

（２）資本金　　　　　　　　　　 　　　千円

（３）従業員数（うち研究開発部門従事者数）　　　　 名（　　　名）

（４）大企業･中堅・中小・ベンチャー企業の種別

（５）会計監査人名

（６）現在の主要事業内容（主な製品等）

９　　助成事業に係る連絡先

担当者所属

役職・氏名

郵便番号、住所

電話番号

ＦＡＸ番号

Ｅメールアドレス

（注）

　　この申請書には、「助成事業実施計画書（添付資料１）」及び「企業化計画書（添付資料２）」を添付すること。また、申請者が外国法人の場合には、国際実証研究費助成金交付規程第９条第１項第三十五号に規定する親会社と連名で「国際実証研究費助成金に係る確約書（添付資料３）」を作成し、それを添付すること。

（添付資料１）

１　実施計画の細目

（１）事業目的及び目標、事業による効果

　　　　①事業目的

②事業目標

③事業による効果

（２）事業概要

（３）事業内容

　２　実施計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業項目 | Ｎ１年度 | Ｎ２年度 | Ｎ３年度 |
| 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　３　研究開発体制等

　　（１）研究開発体制図

　　（２）助成先における研究体制（別紙１）

　　（３）委託先及び共同研究先における研究体制（別紙１）

　　（４）委員会等における外部からの指導又は協力者（別紙１）

　４　助成事業に要する費用の内訳等

　　（１）全期間総括表（別紙２）

　　（２）助成先、研究分担先、分室総括表（別紙２）

　　（３）委託先・共同研究先総括表（別紙２）

　　（４）項目別明細表（別紙２）

（添付資料２）

　１　研究開発を行う製品・サービス等の概要

　　(１)　内容

　　(２)　用途（販売予定先）

　２　研究開発への取組み

　　(１)　研究開発を考えるに至った経緯（動機）

　　(２)　事業として成功すると考えた理由

　　(３)　事業化のスケジュール

　３　市場の動向・競争力

　　(１)　市場規模（現状と将来見通し）／産業創出効果

　　(２)　競合が想定される他社の開発動向とそれに対する優位性の根拠

　　(３)　価格競争力

　４　売上見通し

　　(１)　売上見通し（単位：百万円）

　　(２)　売上見通し設定の考え方

（添付資料３）

国際実証研究費助成金に係る確約書

助成事業名：

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

　理事長　殿

 　　（日本法人）　　（以下「甲」といいます。）及び　　（外国法人）　　（以下「乙」といいます。）は、甲及び乙が助成金の交付申請を行った上記の助成事業（以下「本事業」といいます。）について、以下のとおり確約します。

一　甲及び乙は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び同施行令（昭和30年政令第255号）、並びに国際実証研究費助成金交付規程（以下「交付規程」といいます。）及び本確約書等を、連帯して遵守し、助成金交付決定を受けた場合には本事業について連帯して遂行します。

二　甲及び乙は、本事業に関し、甲又は乙が負担する、助成金の返還債務、加算金及び延滞金その他一切の金銭債務（収益納付又は処分制限財産の処分により生じた収入の納付に係る債務を含みます。）について連帯して履行します。

三　乙は、甲を乙の本事業に係る代理人と定め、乙の本事業に係る助成金に関する一切の事項（助成金の交付申請、助成金交付決定、助成金返還命令等の各種書類の受領、並びに貴機構等による調査及び検査への対応を含みます。）に関し、一切の処理権限を甲に委任します。

四　乙は、甲の役員又は従業員で、日本に住所を有する者に、乙の本事業の遂行に必要な権限と責任を与えるものとします。

五　乙は、乙の本事業に係る書類（経理関係書類を含みます。）の全てを甲に日本国内で保管させ、甲は当該書類を日本国内で保管し、甲及び乙は、貴機構の要請に応じて、自己の負担で、当該書類の日本語訳を作成します。また、甲及び乙は、本事業終了後においても貴機構等による調査及び検査への対応等に対して、真摯に対応致します。

六　交付規程に定めのある期間の始期及び終期は日本標準時間によることとします。

七　交付規程に定める通貨は日本円とします。

八　相互の意見の疎通を図るため、甲及び乙は交付規程で定める文書、書類、報告書等のうち貴機構が別に定めるものについては、日本語を使用し、又は日本語訳を添付するものとし、本事業に係る協議､連絡､打合わせ等において日本語を使用することができるよう通訳の確保等必要な措置を、甲及び乙の負担で講ずるものとします。

九　交付規程及び本確約書は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。

十　交付規程及び本確約書並びに本事業に関する一切の紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

○○年○月○日

甲（日本法人）　住　　　所

 名　　 称

代表者氏名

乙（外国法人）　住　　　所

名　　 称

代表者氏名

以上